

スイス統一関税圏の成立過程と 19世紀スイスの自由貿易主義（2）

黒 澤 隆 文

前稿（1）においては、スイスの旧体制に終止符を打った1798年のヘルベティア革命から1830年代までの時期を対象に、関税制度に関する各種の改革の試みを跡づけた¹⁾。その続稿にあたる本稿では、1840年代の改革の動きや連邦成立後の関税統一の経緯、その後の通商政策について分析を行う。

IV 関税論争の背景

1. スイスの自由貿易主義と保護関税主義

はじめに、19世紀のスイスで支配的であった自由貿易主義の背景を、経済的・社会的な観点から整理しておく。

まず18世紀に溯って旧体制下のスイスの状況をみると、重商主義は、政策思想としてはベルンで受容されたにとどまった。スイスでは例外的に領域国家としての性格が強く、都市貴族の支配下にあるベルンでは、フランスの重商主義を模倣する傾向が強かったのである。しかしベルンの産業育成政策は大半が失敗に終わっており、スイス全体としてみれば、重商主義的な政策思想の影響力は僅かなものにとどまった²⁾。

19世紀前半のスイスにおいては、中央集権体制への強い反感や、各カントンの財政主権への執着、広範囲に浸透した素朴な自由主義観のために、関税制度の統一は極めて困難であった³⁾。

外部の権力からの自由に立脚した邦主権主義を堅持するドイツ語圏の地域でも、コスモポリタニズム的傾向と自治主義が共存するフランス語圏の地域でも、ともに盟約者団の中央権力の拡大に直結しうる統一的関税制度の導入には反対の声が強かった。また官僚制への根強い社会的敵意の下では、官僚機構の肥大化に帰結しかねない関税制度の統一には、強い不信感が持たれていた。

他方、この時期のスイスの素朴な自由主義観からするならば、個人や団体の既得権に基づく通行税なども、個人の自由に基づく「自由貿易」の要素であった。こうして、スイスの伝統的な自治主義や、素朴な自由主義に基づいた古風な関税体制が、マンチェスター学派的な自由貿易論で擁護されたために、関税政策をめぐる論争は錯綜することになった。

こうした状況を背景に、1830年代頃までのスイスでは、「自由貿易派」とされる大多数の者は、各種の関税や関税類似税が無秩序に分布する現状の維持を主張していた。関税統一以前の混乱した状態が、統一以後に比して貿易を利するものであったかどうかは極めて疑わしかったが⁴⁾、スイス盟約者団の領域に共通する統一的

1) 『調査と研究』第14号，1997年10月，66-88ページ。

2) Bosshardt, A., *Die Schweiz im Kampf mit dem Protektionismus der Grossmächte. Die Schweiz als Kleinstaat in der Weltwirtschaft*. St. Gallen 1945, 113ページ以下。ベルンにおける産業振興政策とその挫折については、Bodmer, Walter, *Schweizerische Industriegesellschaft. Die Entwicklung der Schweizerischen Textilwirtschaft in Rahmen der übrigen Industrien und Wirtschaftszweige*. Zürich 1960, II. Teil 以下の叙述を参照。

3) Lampenschert, Margaretha Elisabeth, *Die Stellungnahme der Basler und Zürcher Handelsherren und Exportindustriellen zum Problem "Freihandel, Kampfzoll, Schutzzoll 1848-1902"*. Diss., Schwarzenbach (St. Gallen) 1948, 7ページ以下。

4) 1847年の数字では、諸カントンの橋税などを除いた主要な関税・関税類似税の徴税総額は200万フランに達した。これに盟約者団国境税や消費税を加えると、およそ327万フランを徴収していたことになり、関税改革後の徴収額に並ぶ。Huber, Albert, *Die Entwicklung des eidgenössischen Zollwesens vom Beginn der ersten Tarife*

関税の導入を主張する人々は、その内容の如何を問わず、これに反対する「自由貿易派」によって、「保護関税派」というレッテルを貼られる立場にあった。

しかし1830年代になると、こうした枠組みは少しずつ変化していった。スイス領内に分布する各種の関税・関税類似税を廃止し、これをスイス国境関税に転換するが、この国境関税を純粋な財政関税の水準にとどめ、自由貿易を維持すべきであるという見解が、産業革命後の商工業の発展とともに次第に強まってきたのである。

1830年代の「再生」運動の結果、スイスの多くのカントンで権力を握った自由主義急進派は、新興の産業資本家、大商人、中小ブルジョワジー、農民や農村の小生産者、教養市民など、幅広い改革勢力に基盤を置いており、経済的自由主義に立脚した典型的なブルジョワ勢力であった⁵⁾。19世紀スイスの自由貿易主義を担っ

た自由主義急進派にとって、経済的自由と政治的自由は一体のものであった。これらの人々は、紛れもなく19世紀的なナショナリズムの担い手であり、連邦国家樹立の中心的勢力となった。この自由主義急進派においても、スイス規模での関税制度の統一についての見解はなお多様であったが、次第に関税統一論が支配的となっていった。しかし自由主義急進派の政策は、スイス領内での経済的自給自足を目指す方向には向かわなかった。「国民」を基礎においたフリードリッヒ・リスト的な保護関税の主張は、おなじく国民主義的な自由主義的経済観によって拒絶されたのである⁶⁾。

2. 1840年代の保護関税論と自由貿易論

次に、1840年代以降活発になった関税改革論争の構図をみてみよう。スイスの関税改革論者の多くは、リストの影響を強く受けていた。リスト自身は、スイスが保護関税に依存することなく工業を発展させたこと、税の僅少さから利益を得ていることを認め、また他方では、前述のようにスイスをドイツ国民経済の自然な構成者と位置づけていた。しかしスイスのリスト主義者はこのリストの枠組みを換骨奪胎し、むしろドイツ諸邦からの政治的独立を維持するための手段として、スイス関税圏の形成を説いたのである⁷⁾。

5) *bis zur Bundesverfassung des Jahres 1848*. Diss., Bern 1890, 215-216ページ。ただしこの数字から、関税統一前の課税が多額であったと結論するのは誤りである。フランシーニは、1840年代の数字を示し、スイスの一人あたり貿易額が周辺諸国をはるかに上回ることを示し、それにもかかわらず、スイスで徴収される関税・関税類似税の徴税総額が、一人当たりで周辺諸国の半ば程度に過ぎないことを示した。つまり関税統一の前後一貫して、19世紀のスイスでは関税による負担は相対的にも絶対的にもごく僅かであったのである。Franscini, Stephan, *Neue Statistique der Schweiz*. Bern 1848, Erster Band, 251ページ、および、同、1849, Zweiter Band, 376ページ。

6) 旧体制の維持を図る保守派と対抗関係にある改革勢力は、「自由主義派 (Liberale/libéraux)」と「急進派 (Radicale/radicaleux)」とからなっていた。前者は個人的自由主義の色彩が強く、後者は平等志向や集権志向が強い。両者は互いに密接な関係にあり、また関税問題では両者の相違はしばしば明瞭ではないため、ここでは文脈に応じて自由主義急進派として一括する。Ruffieux, Roland, "Die Schweiz des Freisinns (1848-1914)" in *Geschichte der Schweiz und der Schweizer*. Basel/Frankfurt am Main 1986, 605ページ以下。Andrey, Georges, "Auf der Suche nach dem neuen Staat (1798-1848)" in *Geschichte der Schweiz und der Schweizer*. Basel/Frankfurt am Main 1986, 617ページ以下。Rupli, Walther, *Zollreform und Bundesreform in der Schweiz 1815-1848. Die Bemühungen um die wirtschaftliche Einigung der Schweiz und ihr Einfluß auf die Gründung des Bundesstaates von 1848*. Zürich 1949, 101ページ。Schmidt, Heinrich, *Die Schweiz* /

und die europäische Handelspolitik. Zürich 1914, 44ページ。

7) とはいえ、自由主義急進派においても、スイスの地域主権主義が深く根を下ろしていたことは忘れられてはならない。急進派が集権志向であったことは疑いないが、これは当時の極度に分権的なスイスの状況を背景にした主張であり、フランス的な中央集権体制をめざす動きは、急進派の中でも強くはなかった。そもそも、関税制度の抜本的改革と統一を求める人々の中でも、それが必然的に政治的統一を伴うかについては意見が分かれていた。また他方では、保守派もある程度関税統一運動に関わっていた。Rupli, W., 前掲書, 203-204ページ。Ruffieux, R., 前掲論文, 670ページ以下。

8) Schmidt, H., 前掲書, 47-48ページ。リストの理解では、スイスは「正常な国民 normalmäßige Nation」ではなく、「諸自治都市の集団をなしているにすぎない」。フリードリッヒ・リスト著、小林昇訳、『経済学の国民的体系』、岩波書店、1970年、238-239、375-376ページ。

1840年に関税問題に関する著作を著したバイエルは、こうしたリスト主義者の筆頭であった⁸⁾。彼は、周辺国の保護関税に阻害されて、絹工業・綿工業の貿易黒字では、亜麻工業・羊毛工業の貿易赤字を埋め合わせることができないと主張した。そのうえで、1. 既存の輸出産業の市場拡大、2. 従来弱体であった産業の育成、3. 不生産的で奢侈的な消費の抑制、という三つの対策を検討した。その結果、第1の対策は外国の関税圏へのスイスの加入を必要とするため現実的ではないとしてこれを退け、第2、第3の対策のために、内国関税の廃止とスイス国境関税の創設を柱とする関税改革を、郵便制度、貨幣制度の全スイス的統一と一体的に行うことを求め、かつ報復関税の採用を説いた。その上で彼は、財源喪失に対する諸カントンの危惧に配慮して、従来の税収額を完全に補償することを前提とした関税改革を計画した。このバイエルの提案は、工業保護関税的な要素を含んではいたが、その内容は従価4～12%の国境関税の導入という範囲にとどまっており、周辺国の状況に比較すれば、依然としてスイス的自由貿易主義に規定されていたともいえる。彼の批判の矛先は、何よりも内国関税に向けられていたのである⁹⁾。

東スイス出身のフンガービューラーも同じくリストの影響を受けていたとみられ、スイスの貿易収支が赤字であるとして、関税統一と報復関税の採用を主張した¹⁰⁾。これらのリスト主義的な主張は、産業界よりもむしろ言論人に多くみられた。依然として一般には、保護関税論が

広い支持を得ていたとはいえなかった¹¹⁾。

他方、自由貿易を支持する主張は、この時期にはマンチェスター学派的な論理に依って展開され、世論の広範な支持を得るに至っていた。1840年代には、コブデンやパウリングなどがスイスを訪れ、自由貿易の理想国としてスイスを描写した。これらの報告はスイスで一般的であった自由貿易論にお墨付きを与えることになった¹²⁾。たしかに、イギリスの穀物法改正運動という政治的意図に裏付けられたこれらの分析がどこまで妥当するかは慎重な検討を要するし、またこれらが内国関税の問題性を無視していたことも事実である。しかしながら、19世紀のスイスが高度な貿易依存度のもとで順調な経済発展を遂げたことを振り返る限り、結果的にはこれらの自由貿易論者の楽観的な見方は現実によって裏付けられたといえるだろう。

保護関税論と自由貿易論の両極の間には、当然ながらこれらの中間に位置する多様な見解が分布していた。ザンクト・ガレン出身の政治家であり、通商問題に精通していたゴンツェン

11) 連邦成立後の関税率をめぐる論争でも、保護関税派はしばしばリストの論理を基礎とした主張を行った。その代表的な例はカール・ヘルツォークである。彼は綿工業の肥大化を警戒し、諸産業が国内でバランスよく発展することが必要として、輸入原料や遠隔地市場に頼らない産業の育成を主張し、製鉄業、ガラス工業、皮革工業、亜麻工業、羊毛工業を保護関税によって育成するべきとした。Herzog, Karl, *Das neue schweizerische Zollsystem und der Entwurf des Zolltarifs, beleuchtet aus dem volkswirtschaftlichen Standpunkte*. Bern 1849.

12) Bowring, John, *Bericht an das Englische Parlament über den Handel, die Fabriken und Gewerbe der Schweiz. Nach der offiziellen Ausgabe aus dem Englischen übers. Von Dr. h.* Zürich 1837, 参照。救貧問題を主要な関心として大陸を訪れたシモンズの報告も、スイスについては、高い勤労倫理と農工業の密接な結合、それに自由貿易によって実現した低い消費者物価とによって、低い賃金水準にも拘わらず労働者の生活水準が非常に高いことを指摘し、スイスの工業の国際競争力の基盤に自由貿易の利点があることを強調している。Report from Jelinger C. Symons, Esq. on France, Belgium, Switzerland, and Part of Austria. *British Parliamentary Papers, Industrial Revolution, Textiles 9, Reports of Assistant Commissioners on Hand-Loom Weavers in Several Districts of England Scotland Ireland and Continental Europe 1839-1840 Hand-Loom Weavers* (Reprint). Shanon/ Ireland 1970, 13-196ページ。

8) Beyel, Christian, *Ueber die Handels- und Gewerbsverhältnisse der Schweiz. Die sie bedrohenden Gefahren und die möglichen Mittel zur Abhülfe*. Zürich und Frauenfeld 1840.

9) 当時のスイスの領域では16の地域的な郵便機構があった。その幾つかは複数のカントンに跨って業務を行っていたが、各郵便機構の間には統一性はなかった。Beyel, Christian, *Commissionalbericht über die Schweizerischen Verkehrsverhältnisse zu Händen der Zürcherischen Industriegesellschaft*. Zürich September 1843, 82ページ以下、および同名の著作の2月の版を参照。

10) Hungerbühler, J.M., *Ein Wort über die schweizerische Zoll- und Handelsfrage*. St. Gallen 1847, 参照。

バッハは、関税制度の改革の必要性を説きつつも、保護関税に明確に反対していた。彼は、関税的保護による羊毛工業・亜麻工業・皮革工業の育成効果と、貿易赤字の削減の必要性について強調しつつも、イギリスの経済的繁栄や、フランス綿工業の復古王政期の繁栄を保護関税に帰するのは妄説だとして、自由貿易を支持した。また強力な工業国は自由貿易から利益を得ることをリスト自身が主張していたことにも注意を喚起した。またピール関税法案を成立させたイギリスに追随して、大陸諸国も遠からず自由貿易主義に転換するであろうと予想し、スイスの輸出拡大について楽観的な見方を示した¹³⁾。

以上のような各種の提言からは、通商問題や関税制度についての論争が次第に世論の関心の的となっていくことが窺える。しかし諸カントン政府が、こうした論争を背景として具体的な産業・通商振興策に乗り出すということはほとんど見られなかった。スイスの諸カントン政府は、経済活動への政策的介入には概して慎重であり、この姿勢は通商問題においては特に明瞭であった。

こうした中で、通商や産業の振興に関して重要な役割を担ったのは、商工業者の自治組織であるさまざまな民間団体であった。例えばザンクト・ガレンの商人理事会は、金融の面でザンクト・ガレン経済の柱となっていただけでなく、スイス最初の紡績工場を設立するなど活発な活動を展開していた。同様に、1820年代頃から各地に設立された共益協会(Gemeinnützige Gesellschaft)も重要な役割を演じていた¹⁴⁾。

これらは、企業家の自助に基づく組織か、あるいは各種の社会的エリートによる啓蒙的団体であり、その活動は、公権力の直接の介入による産業振興策とは性格を異にしていた。

1840年代の関税論争の高揚も、こうした各種の民間経済団体の努力に負うところが多かった。1842年にはチューリヒ工業協会が設立され、関税問題に積極的に取り組んだ¹⁵⁾。1843年には、ベルンの有力な政治家や前述のペイエルなどの主導で、チューリヒ、ベルン、グラールス、ゾーロトゥルン、アールガウ、ザンクト・ガレンの各種の商工業協会が、上部団体としてスイス商工業連盟(Schweizerischer Gewerbeverein)を結成した。この組織は、スイスの全カントンを巻き込んだ関税の統一を目的としていた¹⁶⁾。

このスイス商工業連盟の委員長となったベルン出身のブレッシュ(Bloesch)は、ドイツ関税同盟をモデルに関税統一を主張したが、チューリヒ工業協会の保護関税要求には激しく反対した。その後彼の考えに沿った関税統一案が連盟によって採択されたが、その際には、自由貿易派と保護関税派の共同行動を可能にするために、関税統一の問題を、自由貿易か保護関税かの問題とは分けて扱う方針がとられた。これによって保護関税の導入に反対する自由貿易派の協力を取り付け、また保護関税派に対しても、関税統一が保護関税の前提であることを根拠に支持を求めたのである。

連盟傘下の東スイスの地区協会では次第に保

13) Gonzenbach, v. August, *Über die englische Tarifrevision und die mutmasslichen Folgen für den schweizerischen Handel*. Zürich 1846, 26ページ。

14) ザンクトガレンの商人理事会は、「モスリン金庫」という基金を設立して大規模な産業金融を行っていた。塩素漂白法の導入にも積極的に関与し、大陸制度による惨状の中では、事態の打開のために懸賞論文を募集した。また各国との通商交渉では商工業者の要求事項をとりまとめ、1825年には「スイス＝アメリカ貿易会社」の設立を計画した。共益協会でも東スイスの例が目立っており、1822年に設立されたザンクト・ガレン＝アッペンツェル共益協会は、外国からの製品見本や機械の取り寄せ、外国の工場への人材派遣などを行っていた。Wartmann, /

、Hermann, *Industrie und Handel des Kantons St. Gallen auf Ende 1866*. St. Gallen 1875, 341ページ以下, 358ページ以下, 378-380ページ, 420ページ以下。

15) Rupli, W., 前掲書, 135ページ。

16) Schweizerischer Handwerker- und Gewerbeverein と称される場合もあり、一定しない。連盟は、上部団体の目的に反しない限りで行動の自由と独自の組織を持つ地域団体の集合体という形をとった。本部はベルンに置かれた。Bloesch, Hans, "Der schweizerische Gewerbeverein und seine Bestrebungen für eine schweizerische Zolleinheit" in *Zeitschrift für schweizerische Statistik und Volkswirtschaft*, 64 Jg. 1928, 398ページ以下。Rupli, W., 前掲書, 162ページ以下。Schmidt, 前掲書, 51ページ以下。

護関税を求める主張が強まったが、スイス商工業連盟自体の自由貿易主義は綱領通りに維持された。この運動では、1820年代の対仏報復関税の場合と異なり、内国関税の撤廃が議論の中心にあった。スイス商工業連盟の中核には、各カントンの有力な政治家が参加しており、連盟の政治的影響力は強かった。連盟が基盤を持つ9カントンは、スイスの人口の3分の2を占め、一つの境界線で囲まれた領域を形成しており、スイス統一関税圏形成の橋頭堡としての条件を備えていた。こうした状況を背景に、連盟の指導部はベルン政府を動かして関税同盟構想の実現を図った。この計画は当初は容易に進展しなかったが、後述の関税同盟構想に強力な推進力を与えることになっていった¹⁷⁾。

3. 諸産業の利害と関税政策

ここで、各産業部門の関税改革問題に対する態度を確認しておきたい。まず農業部門であるが、19世紀半ばの時点では、農民は総じて自由貿易を擁護していた。保護関税を要求する勢力の中心として農業団体が登場するのは、1870年代になってからのことである¹⁸⁾。こうした姿勢の背景は、酪農・畜産など、輸出向け生産の比率が高く、穀物自給率が低いというスイスの農業の構造であった。基本的に国際分業を前提とした構造であり、自給率の低い穀物生産部門での供給力が限られる以上、国内市場の保護の必要性は乏しかった。ただし、農産加工品の輸出

を阻害している周辺国の関税を引き下げさせるために、報復関税の採用を求める声はみられた¹⁹⁾。

次に工業部門であるが、綿工業・絹工業・時計工業というスイスの三大工業部門は、そのまま三大輸出部門でもあった²⁰⁾。時計工業の場合には、製品の大半が国外に輸出され、また強い国際競争力を有することから保護関税を求める声はなく、また密輸が極めて容易であったため、報復関税を求める声も弱かった²¹⁾。また同様の理由で内国関税による負担も軽微であった。そのため時計関連業界は、関税改革をめぐる論争にはあまり関与しなかった。

絹工業では、チューリヒの屑絹紡績業・絹布製造業、バーゼルの絹リボン製造業が主体であるが、いずれも競争力が強く、輸出依存度が極めて高かったため、国内市場の維持を目的とした後ろ向きな保護関税要求は皆無であった²²⁾。また内国関税も、絹製品が価格重量比で高価な

17) Bloesch, H., 前掲論文, 405ページ以下。Rupli, W., 前掲書, 166-167ページ。連盟は、産業博覧会の開催にも積極的であった。

18) Signer, Hans, *Die treibenden Kräfte der schweiz. Handelspolitik*. Zürich und Leipzig 1914, 21ページ。1856年に幾つかの地域的な協会が結集して Verein schweizerischer Landwirte が組織された。また1863年には Schweizerischer Landwirtschaftlicher Verein が形成された。他方、農業教育のために酪農協会や果樹協会などが結成されたが、いずれにしても、農業が保護関税要求の主体となるのは、1870年代以降である。Gruner, Erich, "Werden und Wachsen der schweizerischen Wirtschaftsverbände im 19. Jahrhundert" in *Schweizerische Zeitschrift für Geschichte/ Revue suisse d'histoire/Rivista storica svizzera*. (6), 1956, 42-43ページ。

19) Lampenscherf, M. E., 前掲書, 12ページ。農業部門最大の輸出品目はチーズで、家畜・バターの入超を埋め合わせており、これに木材輸出が続いていた。Kolb, G. Fr., *Beiträge zur Statistik der Industrie und des Handels der Schweiz*. Zürich 1859, 10-11ページ。

20) スイスでは、建設業を含む工業就業者総数のうち、綿工業は、1800年51.49%、1850年25.51%、1880年11.85%と次第に比率を低下させながらも、重要な位置を占め続けており、綿布を主として用いる刺繍業を合わせるならば、一貫して首位を維持していた。絹工業は、上の各年度で3.25%、14.35%、13.23%、また時計工業は4.89%、10.50%、9.43%と推移しており、国内需要が多いとみられる縫製・被服・製靴工業などとともに、最重要の工業部門を構成していた。Kneschaurek, Francesco, "Wandlungen der schweizerischen Industriestruktur" in *Schweizerische Zeitschrift für Volkswirtschaft und Statistik / Revue suisse d'économie politique et de statistique*. 1964, 155ページ。1850年代についての数字では、最大の貿易黒字部門は絹工業で出超額1億3000万フラン、これに時計工業の8400万フラン、綿工業の6100万フランが続いた。この3大部門の比重は圧倒的である。その他、チーズの1000万フラン前後、木材の500万フラン、麦藁製品の4～500万フラン程度が続いていた。Kolb, G. Fr., 前掲書, 10ページ以下。

21) Gonzenbach, v. A., 前掲書, 1846, 23-24ページ。

22) 1857/58年の数字では、原料生糸を含めると絹の輸入は1億80万フラン、輸出は2億3086万フランで、差し引き1億3000万フラン程度の出超であった。国内消費は3000万フラン程度である。Kolb, G. Fr., 前掲書, 15ページ。

製品であることから、負担というほどではなかった。そのため、関税改革に関する積極的な要求はみられなかった。

綿工業も全体として輸出依存度が高かったが、工程によって関税問題への態度はさまざまであった²³⁾。紡績工業の場合には、国際競争力が強く、1830年代には周辺地域への輸出を開始していた。19世紀の大陸諸国の綿紡績業の中では例外的に、国内市場の保護は政策的な課題とはならなかったのである。低賃金を支える低い物価水準は、重要な競争力要因として認識されており、自由貿易論の根拠となった。他方で、綿紡績企業の活動はカントンを越えて拡大しており、内国関税の問題性は認識されていた。したがって、関税統一を求めるが保護関税は拒否するというのが、綿紡績業界の基本的な態度であった。

織布工程では、とりわけ1830年代以降、機械製綿布に圧迫されて手織部門が急速に没落しつつあった。周辺国の保護関税導入による市場の縮小は、これに追い打ちをかけた。そのため織布業者は報復関税の導入による事態の打開を求め、またその前提である関税の統一を求めた。織布部門は輸出依存度が高く、色織物、薄織物などの分野では海外遠隔地への販売市場の転換を図っていたが、他方、普及品の分野では国内市場がイギリスなどからの輸入品によって圧迫される局面もあり、織布業者の少なからぬ部分が保護関税を求めている。

糸染め・漂白・染色・その他の仕上部門は、周辺国などで行われる他の工程との密接な取引を必要とするため、再輸出入貿易への優遇を求めた。他方、東スイスの刺繍業では、製品の大部分が輸出市場向けであり、また競合する産地も少なかったから、保護関税を求める理由はなかった。刺繍品は価格に比して極めて軽量で、封書で発送されるほどであったから、既存の内

国関税は負担にならず、関税制度の統一の是非をめぐる論争では、刺繍業からの発言はあまりみられない。

時計・絹・綿の三大輸出産業の他にも、麦藁工業など競争力の強い産業があったが²⁴⁾、これらを除けば他の工業部門は概して輸入産業であった。毛織物工業は穀物と並ぶ入超部門であり、国内の生産者は弱体であった。また皮革製品などさまざまな生活雑貨を製造する手工業部門では、主としてドイツ諸邦などからの輸入が増大しており、保護関税の採用に活路を求める声の根拠となっていた。純然たる保護関税の要求は、この毛織物工業を中心に、同じく輸入品の攻勢に苦しむ亜麻工業、製鉄業と、零細な手工業部門に支持されていた。しかし、毛織物工業、亜麻工業は生産者の数自体が少なく、そのために政治的影響力も小さかった。

他方、商業関係者の間では、交通を阻害し、取引を妨げる各種の内国関税の廃止を求める声が非常に強かった。しかし、これらを国境関税に転換することに関しては、対外取引の方がスイス内での取引よりも重要な中継貿易業者は反対した。また、関税の統一化が、保護関税導入の契機となることを危惧する見解は、商人一般に共有されていた。

以上を要約するならば、保護関税的観点から関税制度改革を重視する勢力は、主として零細な手工業者や、没落しつつある手織業者などからなっていたといえる。他方、自由貿易的な視点で関税改革を求める見解は、狭隘な地域市場を越えて活動する新興の商工業者を中心に支持されていたといえることができる。

4. 各カントンの経済基盤

次に、関税問題に対する態度を地域的利害の観点から整理しておく。19世紀前半のスイス連

23) 1853-55年平均の原棉輸入額が1130万フランであったのに対し、1857/58年には綿製品輸出総計は7232万フランであり、19世紀半ばの綿貿易純収支はおおよそ6000万フラン程度の出超であった。国内消費は1-3000万フランとみられる。Kolb, G. Fr., 前掲書, 17-18ページ。

24) これらの産業の高い国際競争力については、1851年のロンドン万博での受賞数で確認することができる。Imlah, Ann G., *Britain and Switzerland 1845-1860, A Study of Anglo-Swiss Relations during some Critical Years for Swiss Neutrality*. London 1966, 104-106ページ。

約者団は、主権国家であるカントンの緩やかな同盟組織に過ぎず、そのためスイス規模の関税体制の改革の試みはカントン間の合従連衡という形で展開された。またスイスにおいては、各産業が特定地域に集中して分布していたから、各産業の利害が直接に各カントンの態度に反映されることになったのである。

1830年代以降、最も執拗に関税改革を求め続けたのは、グラールスであった。このグラールスこそ、綿工業への傾斜が最も著しいカントンであった。グラールスの場合には、工程間の垂直統合が進んでいたため、織布部門でも前述のような保護関税要求はみられなかった。またグラールスの主要生産品である捺染綿布は、1830年代以降、レバントや熱帯地方を主たる市場とするようになっていた。そのためグラールスは保護関税を必要としていなかった。自由貿易的な関税改革を執拗に求めるグラールスの態度は、スイス綿工業の輸出工業としての利害を最も端的に表していた。

東スイスの諸カントンも、綿工業に立脚するという点ではグラールスと同様であり、抜本的な関税改革を求める運動の最大の中心地となった。ここでは、輸出依存度が高い刺繍業は自由貿易を支持したが、他方零細経営が多い織布業では、前述のように保護関税を求める声も強かった。またドイツ関税同盟やオーストリア市場との繋がりが密接であったことから、保護関税に懐疑的な者の間でも、報復関税に関しては肯定するという見解が強かった。関税統一以降、東スイスが自由貿易派と保護関税派双方の中心となったのには、このような背景があった。

チューリヒでは、チューリヒ工業協会が保護関税を擁護していたが、その主張は多数派の支持を得るには至らなかった。絹工業と、工場制に移行した綿工業の競争力は強く、またカントンの政策決定を握るチューリヒ市の大商人その他の有力者が、保護関税政策に強く反対していたからである。

ベルンとアールガウの態度には、農業部門の利害が強く反映していた。時計工業地帯を抱え

るボーヤヌシャテルでも、同様に農業利害がカントンの政策を規定していた。これらのカントンは内国関税の問題性を認識していたが、低物価を維持するという観点から保護関税には否定的であり、ただ財源の確保を関税改革の重要な条件とみていた。こうした状況でこれらの農業的カントンの態度を分けたのは、集権化の是非についての見方であった。ドイツ語圏カントンの主導で関税改革が進むことに強い警戒感を抱いていた非ドイツ語圏カントンは、フリブルを例外として、すべてスイス規模での関税制度の統一に反対したのである。

中継貿易を重視する見方は、バーゼル都市部、ジュネーブ、それに、峠道の通行税収入に依存するティチーノ、グラウビュンデン、ウーリに共有されていた²⁵⁾。国境のカントンにとってスイスの内国関税の負担は軽く、またこの負担は後背地のカントンに転嫁することができた。国境のカントンは、スイスの外周に関税線が設けられることによって、自らがスイスの「辺境」に転落することを危惧していた。したがってこれらのカントンは、政策思想的な原則というよりは、実利的な動機に基づいて、関税の統一に反対し、また保護関税の導入には徹底的に反対した。そのため、経済規模に比して多額の関税・通行税を徴収しているこれらのカントンが、「自由貿易」の擁護者として自己の主張を展開するという皮肉な状況が生じていた。

関税問題をめぐるスイスの方向性は、他の問題と同様に、政治力や経済的に富み、官僚機構が比較的整備されていたベルンとチューリヒの態度に大きく左右された。チューリヒは、それ

25) 輸入、通過を問わず、スイス最大の輸入品の窓口はバーゼルであり、1840年には77万ツェントナーに達していた。これに、ジュネーブの27万ツェントナー、ティチーノの15万ツェントナー、ヌシャテルの14万ツェントナーが続いていた。Beyel, C., 前掲書, Februar 1843, 54-58ページ。ティチーノのイタリア国境地域では、イタリア領への密輸活動は、一つの産業という規模で展開されていた。Polli, Marco, *Zollpolitik und illegaler Handel. Schmuggel im Tessin 1868-1894. Soziale, wirtschaftliche und zwischenstaatliche Aspekte*. Zürich 1989, 37ページ以下。

まで保護関税化を警戒してスイス国境に統一関税制度を設けることには消極的であったが、1840年代に入ると、保護関税主義と自由貿易主義とをめぐるとの対立を先送りし、関税制度の全スイスの統一という目標の実現を優先するようになった。他方ベルンも、この時期には農産物の価格競争力を維持するために関税の簡素化に踏み出した。チューリヒとベルンとが、1840年代に関税制度改革に共に積極的になったことで、盟約者団内での関税改革派の勢力は急速に増大した。おりしもスイス各地では、急進派が急速に勢力を伸ばしていた。関税問題に関しては急進派も必ずしも一枚岩ではなかったが、集権化一般に積極的な急進派勢力の拡大で、同盟規約の抜本の見直しを含めた改革の可能性が生まれ、関税統一の政治的条件が揃ったのである。

V 1848年憲法と統一関税圏の成立

1. 1840年代の関税同盟の試み

スイス規模での関税制度の統一は、1848年憲法の成立後によりやく実現したが、その直前の1840年代には、後の統一関税圏の基礎となる関税改革の試みがみられた。これは同盟規約の限界を踏まえて、盟約者団会議の枠外で、コンコルダトによって関税改革を行う計画であった。1822年の対仏報復関税とは違い、この計画は内国関税の撤廃に重点を置いていた。ここではこの関税同盟構想について整理する。

この動きの中心となったベルンは、1841年の法律で、消費税を除くカントン内国関税を全廃し、純然たるカントン境界関税を導入した。財源確保を第一とし、第二に通商の負担軽減を目指した改革であった²⁶⁾。この改革は、ベルンの領土によって通商路が分断されるゾーロトゥルンにとっては弊害が大きかったが、ベルンは意図的にこの弊害を放置した。ベルンは、1818年のプロイセンの関税改革がドイツ諸邦による関税同盟形成の誘因となった経緯を念頭に置きつ

つ、スイスにおけるプロイセンの役割を演じることを狙っていたのである。

その後、ベルンの思惑どおりにゾーロトゥルンとの関税同盟構想が具体化した。その内容は、共通の関税線を設け、域内を無関税とする、徴税はカントン別に行うが相互に査察をし、税収の配分は人口比にしたがって行うというもので、この計画がドイツ関税同盟に範をとっていたことは明らかである。さらにベルンは、この計画を隣接のルツェルン、バーゼル農村部、アールガウにも拡大しようとした。農業的カントンが結合して初めて、工業的な東スイスの諸カントンや中継貿易の利害の強いバーゼル都市部を関税改革に引き込みうると考えたのである。しかし同じく農業利害の強いボーヤヌシャテルは、消費税問題でのベルンとの対立のために排除されていた。

次いで1842年には、ベルン、ゾーロトゥルン、アールガウの3カントンがベルンの関税率を元に単一の関税法を制定することに合意した。その後2年間、さまざまな理由で交渉が停滞したが、1845年になると、スイス商工業連盟の要請を契機にこの計画が再び動き出し、1841年の草案に沿ってベルンとゾーロトゥルンの間で関税同盟条約が締結された。その後アールガウとバーゼル農村部がこれに加わり、1847年には4カントン間で関税同盟条約が締結された。しかしながらバーゼル農村部では、72の自治体のうち63がバーゼル都市部の市場から閉め出されることを恐れて拒否権を発動し、条約は批准されなかった。このためこの改革全体が挫折してしまった²⁷⁾。

この間、1846年から翌年にかけての食料危機では、多くのカントンや周辺諸国が食料品の輸出・移出を規制したが、盟約者団会議はこれに対してなすすべがなく、人々は抜本的な関税改革の必要性を認識するに至った²⁸⁾。

上述の1845年のベルンの関税同盟計画には、

26) 以下、ベルンを中心とする関税同盟構想についての記述は、Rupli, W., 前掲書, 149ページ以下、Bloesch, H., 前掲論文, 405ページ以下を参照。

27) Rupli, W., 前掲書, 168-174ページ、および Wartmann, H., 前掲書, 444-448ページ、参照。

28) Wartmann, H., 前掲書, 445ページ以下。

1847年関税同盟に参加したカントン (濃色部)
* オプザーバー参加のカントンを含む



チューリヒでも工業協会をはじめ賛同する意見が多く、チューリヒは1847年3月にこの関税同盟への加盟を打診し、東スイスのカントンもこれに追随した。工業的利害を調整したうえでベルンなどとの交渉に入るために、チューリヒが中心となって共通の関税同盟案を準備した。他方バーゼル都市部では、税収減を危惧する見解がまだ支配的であり、またこの計画が保護関税の隠れ蓑であるとの疑念を捨てきれず、静観の態度をとった²⁹⁾。

1847年9月、スイス商工業連盟の総会の場合を借りて、上記の関税同盟に関する準備会議が開かれた。会議では、保護関税主義か自由貿易主義かの議論を避けて関税の統一に目標を絞るために、チューリヒ、ベルンの両草案を離れて討議が進められ、以下の4点について合意された。1. すべての内国関税を廃止し、スイス国境に関税線を設け、スイス領内の交通を完全に自由化する (ただし消費税の廃止については不明確)。2. スイス関税同盟の対外的政策を一元化する。3. 税率を可能な限り低く設定する。

4. 零細事業者に対して特別の顧慮を払い、相互主義の原則に基づいた共通の警察的規則を制定する (純然たる保護関税の代替策として盛り込まれた条項)³⁰⁾。

その後、この合意を基礎にして公式の会議が開かれた。これには、ゾンダーブントに加盟していたカントンを除くすべてのドイツ語圏カントンが参加した (ただしバーゼル都市部、グラウビュンデンはオプザーバーとしての参加。地図参照)。討議では、消費税の存廃については結論が出なかったが、通行税や橋税は原則的に廃止とされた。税率はチューリヒ案の税率を全体に引き下げて採用するものとし、その他の規定については、おおよそベルン案に沿った決定がなされた。輸出入税は人口比に基づき、通過関税は通過経路の距離と交通量に基づき配分し、これにより税収が減少する両バーゼル、シャフハウゼン、グラウビュンデンに対しては特別枠から配分することになった。また緊急避難的措置として外国に対する報復関税の採用が1年の

29) Rupli, W., 前掲書, 178ページ以下。Hungerbühler, J. M., 前掲書。

30) Rupli, W., 前掲書, 182ページ以下。Huber, A., 前掲書, 168ページ以下。Wartmann, H., 前掲書, 444-448ページ。Schmidt, 前掲書, 62ページ以下。

時限つきで認められたが、この措置については、協定カントンの3分の2の賛成が必要とされ、厳しい歯止めが設けられた。協定非加盟カントンの商品については、共通関税率の半額を適用することとした。国境地帯の商取引には一連の優遇措置が定められた。関税条約は6年を期限とし、他のカントンの将来の加盟も想定された。条約の変更については全会一致が必要とされた³¹⁾。

こうして、スイスの主要な経済地域を包含するこの関税同盟の計画は、実現の一步手前にまで漕ぎ付けた。しかし消費税、通行税、橋税については最終的な合意に至らず、交渉が難航している間に、ゾンダーブント戦争が勃発し、事態は急変した。内戦によるカトリック保守派の敗北と、それに続く周辺諸国での革命の勃発を背景に、自由主義急進派勢力は翌1848年に連邦政府を樹立した。これによってカントン主権を前提とした関税同盟計画は意味を失うのであるが、構想の内容は、新しく成立した連邦国家の関税制度に大筋で継承されたのである。

この協定には、高ライン地域の経済的に重要なカントンがすべて加わっており、高ライン・スイスの関税同盟協定としての性格も帯びていた。

2. 連邦憲法と統一関税圏の成立

1840年代までの各種の関税改革の挫折は、盟約者団の全会一致原則の限界によるものといえるだろう³²⁾。結局この問題は、内戦の結果を背景に、多数決原理を全会一致原則によらない手続きによって導入することで解決された。これによって、国家連合 (Staatenbund/ confédération) から、連邦国家 (Bundesstaat/ fédération)

tion) への移行がなされたのである³³⁾。

1848年9月に成立した連邦憲法は、この連邦国家の基礎であり、1874年の全面改正を経て今日に至るまでスイスの国家体制を規定している³⁴⁾。ここでこの憲法の性格について分析する余裕はないが、さしあたり関税問題と経済的統一に関連する条文の内容を確認しておこう³⁵⁾。

まず連邦憲法は、第2条において、連邦の目的のひとつとして「連邦の共通の福祉の増進」を明記し、連邦の経済問題への関与に一般的な根拠を与えた。そして、第23条で、「関税制度は連邦の管轄事項である」と明記し、中央権力の権限に関するかつての解釈論争の再現を封じ込めた。つづく第24条では、「連邦は、盟約者団会議によって承認あるいは認知された関税・水路税・通行税・橋税・強制的な通関料・その他類似の諸税について、これらがカントン、自治体、同職団体や個人のいずれによって徴収される場合にも、補償を行うことによって、これを完全に、あるいは部分的に廃止する権利を持つ。通過の負担となる通過関税・通行税は、いずれにせよ、連邦の全域で、かつ同時に廃止

33) 連邦制一般については、日本においては体系的な研究蓄積が乏しく、正確な概念規定には困難が伴う。いずれにせよ、1848年以降のスイスは、「連邦国家」概念の中では最も「国家連合」に近い位置に分類されるべき緩やかな体制を維持しているといえよう。なおこれに関しては、ドイツ語圏における連邦制理解とフランス語圏での理解に相違があることは興味深い。例えばフランス語の文献では、1848年の変化を *alliance confédérale* から *confédération* への変化と捉えて統合の段階を一段低く理解する傾向がある。連邦を表現する場合にも、ドイツ語では、スイス建国の伝説を連想させる「盟約者団」*Eidgenossenschaft* という表現を国名に用いるのに対して、フランス語やイタリア語では、通常は国家連合を意味する *confédération*, *confederazione* の語を使用する。

34) 連邦憲法起草委員会は、ゾンダーブント戦争勃発以前の1847年8月に設けられ、翌年4月には草案の作成を終えた。この委員会は完全に自由主義急進派勢力で占められており、一人の保守派も加わっていなかった。Rupli, W., 前掲書, 189-190ページ。

35) *Das schweizerische Zollwesen*, Herausgegeben von der eidgenössischen Oberzolldirektion anlässlich des hundertjährigen Bestehens der schweizerischen Zollverwaltung, Bern 1948, 12-14ページ, Rappard, E. William, *La constitution confédérale de la Suisse, 1848-1918*. Neuchâtel 1948, 391ページ以下。

31) Huber, A., 前掲書, 169ページ以下。12の条約カントンの税収とその配分額については、同171ページを参照。

32) Ruffieux, R., 前掲論文, 639ページ以下。連邦成立以前の同盟規約では、盟約者団の権限として明記された軍事的な事項に関しては多数決原則が採用されていた。しかし、同盟規約中に盟約者団の権限として明記されていない事項については、カントンが全面的な主権を持つと理解され、したがって全会一致でなければすべてのカントンを拘束する決定は下せなかった。

されねばならない」とし、さらに「連邦は、スイスの国境において、輸入税、輸出税、通過関税を徴収する権利を有する」と規定した。

このようにして統一的な関税制度の法的な基盤が確立した。新設の関税制度のもとでの関税率については、第25条で、奢侈品に高い税率を課すとしたことを除き、輸入税、通過関税、輸出税のいずれに対しても可能な限り低い税率を課すことを定めた³⁶⁾。

既存の関税・関税類似税の廃止の結果、道路整備等の負担を引き続き負うことになったカントンへの経済的補償が必要となったが、これについては第26条で、人口による基準に既存の税の税収実績を加味した分配方法で配分することを定めた³⁷⁾。また道路や橋などの建設費を賄うために通行税の徴収が必要な場合について、第27条では、建設費と利子支払い分を回収次第、廃止されねばならないことを明記した。

また第29条では、カントン間の各種の商品の自由な交通を保証した。ただし、塩や火薬の専売に基づく措置や、警察や防疫業務に関連する措置、独占禁止のために必要な措置等を除外し

た。これらの措置にはカントン内外の無差別原則を義務づけた。おなじく例外的に存続を許されたアルコール飲料に対する消費税については、別に第32条、第33条を設けて濫用を予防した。

その他各種の経済的基盤の統一に関しては、第33条が郵便制度の統一化を定め、また第34条では連邦の貨幣主権を、また第35条では度量衡の統一を定めた。連邦の支出は、戦争基金の利子、国境関税、郵便会計、通貨会計、火薬専売からの収益で賄われるとし、関税収入が連邦に帰属することが明記された。中央政府に対する反感がいまだに強く、連邦政府の必要性についてさえ議論がなされている段階では、連邦の支出のために不人気な直接税を導入することは政治的に現実的ではなかった。なお第8条は、通商条約締結の権利を連邦のみに与えた³⁸⁾。

この連邦憲法の規定にしたがって、連邦の7省のひとつとして1849年に通商関税省 (Handels- und Zolldepartement) が設けられた。徴税事務においては言語的・地理的条件が考慮され、5つの税関区が設けられた。その結果、高ライン・スイスには第1から第3の3つの税関区が、イタリア語圏には第4税関区が、またフランス語圏には第5税関区が割り当てられた³⁹⁾。

3. 諸政治勢力の運動と関税率

関税制度改革が、連邦関税の創設という方向にまとまり、統一の是非をめぐる論争が決着すると、焦点は、関税率をめぐる自由貿易派と保護関税派の論争に移り、各地で活発な政治運動が展開された。

保護関税を求める勢力は、ドイツ関税同盟による市場の狭隘化を最も強く感じていた東スイスを中心に、4万に達する署名を集めた。その他にも、農民の一部は穀物関税やワインやタバコに対する関税を要求し、ジュラ地方の製鉄業

36) 第25条 関税の徴収においては以下の原則が尊重されねばならない。

1. 輸入税

- a) 国内工業に必要な原材料については、可能な限り低い関税率で課税する。
- b) 生活必需品についても同様である。
- c) 奢侈品には、最高の税率を課す。

2. 通過関税、そして通常は輸出税も、できるだけ低く定める。

3. 関税法の立法によって、国境取引・市場取引の確保のために適切な規定を設ける。

連邦には、例外的な事態において、前記の規定を外れて、暫定的に特別な措置を講ずる権限が留保される。

37) Rupli, W., 前掲書, 190-191 ページ。Das schweizerische Zollwesen, 19ページ。第26条の条文は以下の通り。
第26条

輸入税、輸出税、通過関税による税収は、以下の方法で使用される。

- a) どのカントンも、1838年の人口調査の総人口を基準として、一人当たり4バツェンを受け取る。
- b) この額によって第24条の規定で廃止された諸税の税収を埋め合わせるのでできないカントンは、1842年から1846年のこれらの諸税の純税収額の平均を基準とした額を受け取る。
- c) 余剰は連邦の収入とする。

38) Huber, A., 前掲書, 199-201 ページ, 223 ページ。

Wartmann, H., 前掲書, 449 ページ。Rupli, W., 前掲書, 190 ページ以下。

39) Huber, A., 前掲書, 205 ページ, 217-218 ページ。Das schweizerische Zollwesen, 19-21 ページ。

者は鉄輸入関税を要求した⁴⁰⁾。

前述のように東スイスは自由貿易派にとっても運動の中心であった。ザンクト・ガレンの商人理事会やザンクト・ガレン＝アッペンツェル共益協会は、低関税率の採用を求めていた。自由貿易の維持を求める署名は、ザンクト・ガレンの刺繍工業の他、ヌシャテルやジュネーブなどの時計工業や、その他の一連の商業会議所や商工業団体から寄せられた⁴¹⁾。チューリヒ政府内の商業会議 Zurcher Handelskammer (1873年に Kaufmännische Gesellschaft として設立され、後に改組されて成立した同名の組織とは別の組織)も、自由貿易を強く支持した。他方、バーゼルの絹リボン製造業者は商人勢力と協力し、自由貿易の擁護のために、1848年にバーゼル商工業協会 (Basler Handels- und Industrierverein) を結成した。この協会は、スイス商工業連盟傘下の団体でもあり、これによってスイス商工業連盟内の自由貿易派の立場は強まった。これを受けて、スイス商工業連盟は1848年の12月にスイス工業連盟 (Schweizerischer Industrieverein) に改組され、自由貿易派としての旗幟を鮮明にした⁴²⁾。

手工業者の経済的な窮乏は深刻化していたが、関税統一の道筋が定まると、報復関税の基礎が

できたことに満足した手工業者勢力の大部分は、保護関税要求に与することなく運動から離脱した⁴³⁾。他方、工場労働者はいまだ組織されておらず、一般にこの問題には無関心であった。

関税法に関して連邦議会に設けられた委員会の報告は、両論併記の形をとった。いずれも、保護関税に明確に反対し、また既存のスイス領内の内国関税の廃止を謳っていた⁴⁴⁾。相違点は主として関税率に関するもので、多数意見は、廃止される既存の内国関税に対する補償額と、徴税経費を賄う額のみを徴収するべきであるとした。つまり純然たる財政関税的低関税率の主張であった。他方、アルフレート・エッシャーなどによる委員会の少数意見は、これよりさらに低い関税率を提案しており、連邦財政の不足分は、中央政府の権力を抑制すべくカントンからの直接の拠出金で埋め合わせるべきであるとしていた⁴⁵⁾。

この委員会多数意見は通商関税省案として採用され、両院での審議を経て、1849年6月30日に成立し、翌年2月1日から施行された。この関税は貨幣単位の名称をとって「バツェン税」と呼ばれ、再輸出入貿易、修理のための輸出入、農産物取引に関する優遇措置を規定していた⁴⁶⁾。

40) Hofmann, Hannes, *Die Anfänge der Maschinenindustrie in der deutschen Schweiz 1800-1875*. Zürich 1962, 55ページ以下。Huber, A., 前掲書, 209ページ以下。Lampenscherf, M. E., 前掲書, 10ページ。Schmidt, 前掲書, 67ページ。

41) Huber, A., 前掲書, 210ページ。Signer, H., 前掲書, 15ページ。チューリヒでは、スイス最大の機械メーカーであるエッシャー・ウイス社が鉄保護関税に反対した。

42) Lampenscherf, M. E., 前掲書, 14ページ以下。Huber, A., 前掲書, 222ページ。可能な限り既存の税を廃止する案に対して、スイス工業連盟は、若干の内国関税を残しても国境関税負担を低く押さえることを主張していた。保護関税への警戒感が極めて強かったことが窺われる。なお、連邦関税法制定後の1850年11月、スイス工業連盟は運動の目標が達成されたとして解散した。その後、1870年に諸経済団体の上部組織として Schweizerischer Handels- und Industrieverein が設立されている。Wehrli, Bernhard, *Aus der Geschichte des Schweizerischen Handels- und Industrievereins 1870-1970, Zum hundertjährigen Bestehen des Vororts*. Erlenbach- Zürich 1970, 参照。

43) Huber, A., 前掲書, 211ページ。Lampenscherf, M. E., 前掲書, 16ページ。Wartmann, H., 前掲書, 449-450ページ。

44) 憲法の規定によれば、通過関税の廃止は連邦の義務であったが、その他については連邦はその権利を持つとされた。したがって連邦がこの権利を行使しないことも理論的にはありえた。

45) Huber, A., 前掲書, 212ページ以下。Wartmann, H., 前掲書, 450-453ページ。

46) この関税率は、以下の構成をとっていた。それぞれの課税分類に該当する品目名については省略する。なお、1フラン=10バツェン (Btz) である。

輸入税

- A. 鞍馬あたり, 1, 3, 20 Btz
- B. 個数あたり, 1/2, 3, 20, 40, 120, 200, 400, 600 Btz
- C. 価格あたり, 2, 5, 10%
- D. スイスツェントナーあたり, 1, 2, 5, 10, 15, 20, 25, 50, 100 Btz

輸出税

- A. 鞍馬あたり, 1, 2, 3 Btz

その後1850年5月にフラン貨と十進法を基本とする連邦通貨改革がなされ、スイス内での貨幣制度が一本化されたが⁴⁷⁾、これに伴う変更併せて関税の簡素化が行われた。この改正による変更は技術的な範囲にとどまった。

こうして成立した1851年8月27日の関税法の関税率は、1878年に一部変更があったものの、基本的には1884年まで30年以上にわたって維持された(末尾の資料参照)⁴⁸⁾。この連邦関税は、従量税と従価税を併用していたが、従価税の対象は大型の工業製品などに限られており、基本的には従量税に基づいた体系である。また低率ではあるが、輸出税と通過関税が課せられていた。輸出税は、基本的には森林などの天然資源の保護のために設けられたものであった。税区分は、商品価格と商品特性による分類に基づいており、産業競争力への配慮は窺えない。

この関税法の自由貿易主義的な性格は明らかである。1851年から翌年にかけてのスイスの総輸入額は3億3887万フランであり、これに対して関税収入総額は、347万フランである。したがって平均関税率は僅かに1.02%であった。これは、比較的に自由貿易的とされるドイツ関税同盟の水準よりもはるかに低く、ヨーロッパ諸国でも最も低い水準と推定される⁴⁹⁾。

- 、 B. 個数あたり、1/4, 5, 10 Btz
C. 価格あたり、3%, 5%
D. スイスツェントナーあたり、1, 5, 10, 15 Btz

通過関税

- A. 鞍馬あたり、1, 3, 20 Btz
B. 個数および通過距離あたり、1/4~20 Btz
C. 価格あたり、3.5%
D. スイスツェントナーあたり、1/2, 2 Btz

Das schweizerische Zollwesen, 18ページ。Huber, A., 前掲書, 217ページ。

- 47) 4.5グラムの銀を含有するとされていたフランスのフラン貨を基準として、純度90%、5グラムの銀貨を1フランとし、1フラン=100ラッペン/サンチーム(Rappen/Centimes)とした。それまで一部のカントンで使用されていた旧スイス・フランとこの新スイス・フランとの交換比率は、0.69旧フラン=1新フランである。
- 48) Emminghaus, C.B. Arwed, *Die schweizerische Volkswirtschaft*. Leipzig 1860, Zweiter Band, 49ページ以下。
- 49) スイス北・東部の経済の柱である綿工業に関する関税率を例にとるならば、綿糸輸入関税ではドイツ関税同ノ

この低い関税率による収入で、連邦政府の支出をおおよそ賄うことができたという事実は、連邦国家への移行後においても、中央政府の組織が極めて小規模なものにとどまったことを示している。低関税率は、スイスの自由貿易主義のみならず、その分権的体制をも象徴するものであったといえるだろう。

4. 内国関税の廃止とその補償

それまでスイスの国内通商を阻害していた関税や関税類似税の中で、例外として存続を認められたのは、アルコール飲料に対する消費税と、一部の橋税およびごく少数の通行税であった⁵⁰⁾。5カントン、1半カントンはすべての消費税を廃止したが、15カントンと2半カントンは、内外無差別でその後も消費税を徴収した。

連邦憲法の草案作成の段階ですでに、廃止される税に対する補償の方法が問題となっていた。廃止される税の税収額すべてを単純に補償する方法では、従来多額の内国関税を徴収していたカントンのために、直接税に頼ってきたカントンが犠牲を払うことになってしまう。他方、補償が十分でなければ、税収減が見込まれるカントンが憲法案に否定的な態度をとるという事態が危惧された。結局、連邦憲法の第26条では、まず人口あたり4バツェンの額をすべてのカントンに配分し、これが廃止された関税の1842年から1846年の5年間の平均額に満たない場合には、その差額を追加的に補償するものとした。他方、関税と紛らわしい消費税については、一定の比率をかけて補償額を減額することになっ

、盟のおよそ4分の1、綿布では20分の1の水準に過ぎなかった。1850年代の数字では、スイスの綿糸関税は、従価にしておよそ1.3~1.4%という極めて低い水準であった。

50) 通行税として存続を認められたのは、フランス語圏カントン・ベルン・アールガウの橋税と、ウーリの道路税である。建設費の回収がその理由であった。これらの消費税は1874年の憲法改正でも暫定的な存続が認められ、結局、全廃されたのは1890年になってからであった。Bauer, Hans, *Von der Zunftverfassung zur Gewerbefreiheit in der Schweiz 1798-1874*. Basel 1929, 204ページ。

表 内国関税補償に関する国家契約による補償額

	人 口 (人)	一律の補償 基準額 [人口×0.4 旧フラン]	関税粗収入 1842-46年平均 (旧フラン)	確定した補償 総額 (旧フラン)	旧税収額を 100とした ときの補償 総額	1人当たり 補償額 (旧フラン)
ベ ル ン	407,913	163,165	211,407	175,000	82.8	0.42
ウ ー リ	13,519	5,407	64,655	54,000	83.5	3.99
フ リ ブ ー ル	91,145	35,458	45,830	37,000	80.7	0.40
ゾーロトゥルン	63,196	25,278	34,897	32,000	91.7	0.50
バーゼル都市部	24,321	9,278	114,263	104,000	91.0	4.27
バーゼル農村部	41,103	16,441	46,872	45,400	96.9	1.10
シャフハウゼン	32,582	13,011	50,828	46,000	90.5	1.40
ザンクト・ガレン	158,853	63,541	128,420	118,000	91.9	0.74
グラウビュンデン	84,506	33,802	325,289	210,000	64.6	2.48
ア ー ル ガ ウ	182,755	73,102	132,229	107,000	80.9	0.58
トゥールガウ	84,124	33,649	49,829	45,000	90.3	0.53
ティチーノ	113,923	45,569	323,250	190,000	58.8	1.66
ボ ー	183,582	73,432	168,990	152,000	89.9	0.82
バレー／パリス	76,590	30,636	115,224	70,000	60.8	0.91
ジュネーブ	58,666	23,466	47,239	30,000	63.5	0.51

出典：Huber, Albert, *Die Entwicklung des eidgenössischen Zollwesens vom Beginn der ersten Tarife bis zur Bundesverfassung des Jahres 1848*. Diss. Univ. Bern 1890, 226ページ。一部計算を加えて転載。

た。

連邦憲法成立後、連邦政府は差額補償を必要とするカントンとの交渉を行った。これは連邦政府の主導で進み、補償額は当初の見込みよりも少ない170万フランに切り詰められた。この補償は、関税改革時の一度きりの額ではなく、毎年支払われるものであり、その支払いは1874年の連邦憲法改正まで24年間続けられた。この資金を原資に、諸カントン政府はそれぞれの裁量で領内の自治体・同職団体・個人などに対して補償を行った⁵¹⁾。

各カントンと連邦の交渉の結果、ティチーノ、バレー（パリス）、ジュネーブ、グラウビュンデンでは、従来の税収額に比して、補償額が相対的に少なくなった（表参照）。他方、この差額補償の財源が関税収入一般であったことを考慮すると、1人当たり補償額が大きかったバーゼル都市部、ウーリ、グラウビュンデン、ティ

チーノは、税収の地域的配分の点で有利な扱いを受けたといえるだろう。スイスの西部とは異なり、東部のカントンでは直接税を税収の柱とする例が多かったことを考慮すると、工業化が進み関税制度統一に熱心な東スイスのカントンが、税体系に直接関わる補償方式において譲歩し、通行税収入が多く既存の制度の維持に固執していたカントんに、統一関税制度への同意を促したとみることができる⁵²⁾。総じて、異なった税体系をもち、したがって統一関税制度に対する態度を異にする各カントン間の妥協が、補償を通じて図られたといえるだろう。それでもなお、ジュネーブやベルン領ジュラでは当初激しい反発がみられたが、次第にこれは終息していった。

51) *Das schweizerische Zollwesen*, 18-19ページ。Huber, A., 前掲書, 224ページ以下。Bauer, H., 前掲書, 202-203ページ。

52) 旧課税額が人口あたりで著しく多かったにも拘わらず、補償に関する国家契約による減額率が低かったバーゼル都市部の扱いが目を引く。これは、アルザスやバーデンとの密接な経済関係を持ち、スイスの最大の輸入拠点でもあるバーゼルの交渉力の結果とみるべきであろう。他方、旧ゾンダーブントに所属していたカントンに対する特別な扱いはみられなかった。

VI 関税制度統一以後のスイスの通商政策

1. 諸外国との通商条約

以上、19世紀半ばの関税制度統一までの過程をみてきたが、その後のスイスの通商政策について、この統一的な関税体制の性格の把握に必要な限りで整理しておく。

関税制度の統一を実現したスイスにとって、最初の、かつ1850年代で唯一の通商上の成果は、サルディニアとの1851年の通商条約であった。この条約で両国は相互に最恵国待遇を供与し、関税を引き下げた。当時サルディニア領であったサボワはジュネーブに隣接していたが、通商条約では、連邦憲法第25条に規定された国境地域優遇措置が適用され、食料品やワインの無関税での輸入が認められた⁵³⁾。しかしこの時期、その他の諸国との通商条約交渉は進展しなかった。通商外交の主体を一元化して通商交渉での交渉力を高めることは、関税制度改革の重要な論拠であったが、1850年代の通商政策上の成果は僅かであった⁵⁴⁾。

1860年代に入ると状況は好転した。1861年にベルギーとの間で通商条約が結ばれ、相互に関税を引き下げた⁵⁵⁾。とりわけ重要であったのはイギリスの動向である。イギリスが19世紀後半に展開した自由貿易政策は、直接的にはスイス製品に対する関税引き下げという恩恵となったが、間接的には、1860年の英仏通商条約（コブ

デン条約)の成果を通じ、1864年のスイスとフランスの通商条約をもたらした⁵⁶⁾。穀物法廃止論者のモデルであったスイスに、イギリスの自由貿易主義の恩恵がようやく及んだのである。スイス側が要求した課税分類の簡素化と全般的な関税率の引き下げは認められなかったが、フランスは刺繍品とモスリンに対する税率を引き下げ、さらに絹織物に対する関税を全廃した。何よりも、それまで完全に禁止されていたフランスへの綿製品輸出が、高関税を条件としてではあれ認められたことは、スイスの綿工業にとっては重要な成果であった⁵⁷⁾。

自由貿易に向かう全般的な流れの中で、スイスは1868年にオーストリア・ハンガリーと、また翌1869年にはドイツ関税同盟と通商条約を締結した。しかしオーストリア・ハンガリーとの条約の内容は、最恵国待遇の獲得と再輸入貿易の優遇以外には概して乏しく、オーストリアの保護関税体制の現状を追認したにとどまった⁵⁸⁾。

ドイツ関税同盟との条約締結は、南ドイツ、ラインプロイセン、ザクセンの繊維工業がスイス製品との競争を危惧して条約に反対したために、長い間実現しなかった。また再輸出入貿易に対する優遇措置も、ドイツ関税同盟内の南北の対立で容易に実現せず、そのために国境のカントンは経済的に深刻な打撃を被った。ようやく1865年に、ドイツ関税同盟は、スイスがフランスとの協定関税率をドイツ関税同盟に対しても適用することを条件に、スイスに対して協定関税率を適用するとした。1869年の条約はこれを確認したものであったが、洗浄・漂白・染色・仕上げ・捺染・刺繍などのために輸出され

53) サルディニアは綿布関税を半分にし、綿糸関税では低番手品目を中心に税率を引き下げた。絹製品では、フランスに対して1851年の条約で与えた大幅な関税引き下げと同様の措置を適用した。スイスにのみ認められた唯一の優遇措置は、チーズ関税の引き下げであった。この条約は、1862年にイタリア＝スイス通商条約に拡張された。Wartmann, H., 前掲書, 457-458ページ, 469-471ページ, Schmidt, H., 前掲書, 77ページ, 92ページ以下。

54) その1つの要因は、スイスへの居住権をキリスト教徒のみに与えた連邦憲法の規定と、各カントンによるユダヤ人に対する居住制限であった。ネーデルラントとの間で1862年に締結された条約は、このユダヤ人に関する規定が障害となって批准されなかった。Schmidt, H., 前掲書, 80ページ。

55) ただしこの関税引き下げ以降も、スイスから輸出される綿製品への税率は従価で20%を超えていた。Signer, H., 前掲書, 36ページ。

56) Wartmann, H., 前掲書, 463-467ページ。Signer, H., 前掲書, 37-38ページ。Schmidt, H., 前掲書, 86ページ以下。

57) 上の註54)に述べたユダヤ人に対する差別的条項は、この条約によってまずフランス国籍のユダヤ人に対して廃止され、2年後の連邦憲法の部分改正で一般的にも廃止された。

58) Wartmann, H., 前掲書, 471-472ページ。Signer, H., 前掲書, 39-42ページ。オーストリア・ハンガリー政府は、自国に再輸入される商品には優遇措置を与えなかったが、スイスに再輸出される商品については戻し税によって免税とした。Schmidt, H., 前掲書, 97ページ。

再輸入される場合には、双方とも輸出入税を免除すると規定したことを除けば、新たな成果はなかった⁵⁹⁾。

1868年にはイタリア=スイス通商条約の更新に基づく新条約が締結された。これはその後のイタリア政府の保護関税主義への傾斜を反映して、総じてイタリア側の関税の引き上げを追認するもので綿製品関税の引き下げは実現しなかったが、穀物や家畜の安定的輸出入に関する条項が定められ、両国間の農工分業関係が条約による基盤を得た。その後、各国との間で、最恵国待遇に基づく条約が次々と結ばれた⁶⁰⁾。

2. 1870年代以降の各国の保護貿易主義

1874年の連邦憲法の全面改正の際には、関税補償の面で残っていた優遇措置が解消され、補償金の交付が打ち切られた。またアルコール飲料の統制が連邦の管轄とされた⁶¹⁾。

1870年代には、大不況に見舞われた各国は保護関税への傾斜を強めたが、こうした傾向はスイスの通商外交をさらに困難なものにした。スイスがいわゆる一方的自由貿易を維持している限り、貿易相手国はスイスに対して譲歩を行う必要を感じなかったのである。

すでに1850年代から、スイス国内では、製鉄業者が活発な保護関税要求運動を展開していた。しかしこの時期には自由貿易に対する世論の支持は強く、1858年の鉄道法は、客車を例外として鉄道資材を無関税とした。この措置は1874年まで維持された⁶²⁾。

しかし1870年代になると、普仏戦争時の軍隊の動員や、連邦憲法改正によって生じた連邦の支出の拡大への対応策として、財政の見地から連邦関税の引き上げを主張する声が強まった⁶³⁾。また周辺国の保護貿易主義的傾向が一段と高まった1880年代に入ると、スイスにおいても報復関税導入の要求が高まった。この時期には、純粋な保護関税を求める主張も現れた。1879年に設立されたスイス小営業者同盟 (Schweizerischer Gewerbeverband, 1843年設立のGewerbevereinとの直接の継承関係はない)、1890年に設立された農民同盟 (Bauernbund, 1897年にBauernverbandに改組) はこれらの運動の中心であった。こうして、次第にスイスの世論は徹底した自由貿易主義から離脱してゆき、1884年と1887年の関税改革ではこれが反映されて関税率は一般に引き上げられた⁶⁴⁾。とりわけ、1870年代まで強靱な国際競争力を誇った綿紡績工業が、この時期以降、市場の変化や賃銀の高騰などで競争力を急速に低下させ、保護関税要求に加わったことは、自由貿易主義の後

59) Studer, Wolfgang, *Der Veredlungsverkehr zwischen Deutschland und der Schweiz. Seine Bedeutung und geschichtliche Entwicklung*. Diss., Würzburg 1927, 53ページ。Signer, H., 前掲書, 42-44ページ。Schmidt, H., 前掲書, 94-96ページ。

60) 1869年にはスペインとの間で最恵国待遇が相互に供与され、1872年にはロシアとの間で居住・通商条約が結ばれた。1873年にはベルシア、ポルトガルとの間で通商条約が締結された。また1875年には、デンマーク、ネーデルラントとの間で、友好・通商・居住条約が締結された。なお、日本との間では、1864年に友好・通商条約が締結されている。Wartmann, H., 前掲書, 469-471ページ。Signer, H., 前掲書, 39-40ページ, 45-46ページ。Schmidt, H., 前掲書, 92ページ以下。

61) Huber, A., 前掲書, 236-238ページ。Bauer, H., 前掲書, 246-247ページ。1864年、連邦とグラウビュンデンの間で、すべての関税・通行税・橋税の廃止とそれに対する補償のための条約が締結された。同様の取り決めが、1849年の条約の改訂として、ウーリとの間でも締結された。他方、アルプスの峠道で運送業者が維持していた排他的な特権は、ウーリでは1849年に廃止されたものの、グラウビュンデンでは1861年まで存続していた。

62) Hofmann, H., 前掲書, 58-59ページ。1864年以降、各国との通商条約で、鉄輸入関税はさらに引き下げられた。そのため、1866年には、連邦議会に鉄輸入関税引き上げを求める請願書が提出されたが、機械工業の代表は逆に関税の大幅引き下げを要求し、税率は据え置かれた。1876年には、チューリヒの要求が受け入れられて鉄輸入関税は引き下げられた。

63) 連邦成立以来、連邦の収入の柱は関税と郵便事業であった。郵便事業の純益は事業者である各カントンへの支払に充てられたので、実質的には関税が主たる財源であった。それでも軍事費の支出が僅かであった1860年代までは、関税収入のみで連邦の支出を十分に賄うことができた。Gariel, Georges, *La Centralisation économique en suisse. L'Œuvre économique de la Confédération depuis 1848*. Paris-Genève 1912, 29ページ以下。

64) Schmidt, H., 前掲書, 100ページ以下。Lampenscherrf, M. E., 前掲書, 25ページ以下。Signer, H., 前掲書, 47ページ以下。Gruner, E., 前掲論文, 56ページ以下。Bosshardt, A., 前掲書, 169ページ以下。

退に大きく影響した。しかしながら、これらの保護関税の導入の後にも、スイスが依然としてヨーロッパ諸国の中ではオランダに次ぐ低関税率を維持していたことは忘れられてはならない⁶⁵⁾。

他方、スイスの通商条約交渉における交渉力の弱さは、スイスが「小国」であることにも起因していたが、半面でスイスは、「小国」であることによる利点を最大限に利用していた。植民地を持たずに、イギリスと同じく一方的自由貿易を展開していたスイスの場合、輸出市場の確保は、諸列強が築いた通商のインフラストラクチャーをいわばただ乗りする形で利用し、海外市場、各国の植民地市場に食い込むことで実現された⁶⁶⁾。スイスでは市場開拓の努力は、民間企業・民間経済団体の主導で行われた。スイスの商工会議所の多くは、遠隔地市場開拓のための調査団派遣の企画にその起源を有している。商工業者の自助の原理に基づく民間経済団体の活動は、スイス的な経済的自由主義、自由貿易主義の重要な柱であったのである。

おわりに

19世紀前半のスイスでは、錯綜した関税体制が拡大しつつある経済活動の実態に対応しえなくなっていたことは否定しえない事実であった。この時期に試みられた各種の関税改革は、いずれもこうした事態に危機感を抱き、国家同盟の体制を前提としてこれを打開しようとしたものであった。これらの試みがいずれも挫折を余儀

なくされたこと、最終的には連邦国家の樹立によってはじめて近代的関税制度の導入がなされ、またスイス規模での関税制度の統一が実現したことは、国民国家を単位とした経済社会の再編が進む近代ヨーロッパの流れの中で、スイスもまた全くの例外ではありえなかったことを示しているといえるだろう。

しかしながら、この再編の渦中で成立したスイスの統一関税圏が、経済活動それ自体を国家領域単位に編成するものではなかったことは、見落とされてはならない。人口規模が相対的に小さく、輸出依存度が高いスイスでは⁶⁷⁾、関税制度の統一によっても、そもそも自給的で諸産業が補完的に発展するような内部市場を国境内に形成することは不可能であった。もちろん、関税制度の統一が国境内の商品取引を促進したことは否定できず、輸出工業もこれを歓迎した。しかし、自由貿易主義的低関税が維持されたことや、国境地域に対する各種の特例措置が適用されたことによって、関税制度の統一による貿易転換効果は僅かな範囲にとどまり、新たに設けられた統一的な関税線が域外との経済関係を阻害することはほとんどなかった。そのため、高ライン地域外の、スイス内では経済的周縁地域に位置するカントンにとっても、経済的利益が関税統一によって大きく損われることはなかったのである。これらの周縁地域の利害や高ライン地域内の国境間経済関係に政策的配慮がなされたことは、再輸出入貿易や国境地域に対する一連の優遇措置によって確認することができる。

このように、自由貿易原則に基づく19世紀スイスの関税制度は、地域経済を国民経済単位に再編するものというよりは、地域経済の世界市場への直接的な統合を媒介するものであった。他方スイスの輸出工業は、この自由貿易的な連

65) Bosshardt, A., 前掲書, 106-107ページ。1870年代以降も、一般的な世論の中では、依然として自由貿易主義的信条が強い影響力をもっていた。Schmidt, H., 前掲書, 103ページ以下。

66) その最も端的な例は、レバントで行われていた保護供与国制度 (Schutzmachtssystem) である。この制度のもと、スイス商人は諸列強の保護の下に入り、これらの列強の国民と同じ権利を行使しつつ取引を展開していた。スイス政府はレバントに領事を置かず、スイスの商人たちも必ずしも領事館の設置を望まなかった。多くの商人は、国外で軍事力を展開する力のない本国政府を頼りにするよりも、列強の保護の下に入ることを望んだのである。Witschi, Beat, *Schweizer auf imperialistischen Pfaden: Die Schweizerischen Handelsbeziehungen mit der Levante 1848 bis 1914*. Stuttgart 1987, 11ページ以下。

67) 1830年頃には、1人当たり輸出額はヨーロッパ最大で、イギリスの2倍、ネーデルラント、ベルギーの3倍、フランスの5倍に達していた。1876年にチューリヒ政府が纏めた数字によると、スイスの1人当たり96.6フランという工業品輸出額は、世界のどの国よりも大きかったという。Signer, H., 前掲書, 51ページ。

邦関税制度から利益を引き出すだけの国際競争力を備えていた。関税圏の統一が、輸出工業の利害に沿う形で、すなわち国際分業体制を促進する形で進行したことは、スイスの関税制度の特質と、スイス経済の地域的構造を理解するうえで強調されねばならないだろう。

（本稿は、平成8年度文部省科学研究費特別研究員奨励費によって助成を受けた研究成果の一部である）

参考資料：1851年8月27日の関税率

（1878年まで維持、その後も1884年まで大部分が存続）

出典：Weber, H., *Generaladreibuch der Schweiz: Ein Handbuch für Fabrikanten, Handelsleute, und Touristen*. Zürich 1857, 11-20ページ
 *100ラッペン (Rp.) /サンチーム (Ct.) は、
 1フラン (Fr.)

輸入関税

A 個（頭）数あたり課税品目

1. Rp./Ct.50
 - 生きたミツバチを含む巣箱（蜂蜜は別課税）
 - 仔牛（まだ角の生えていないもの）
 - 羊、仔羊
 - 体重80ポンド以下の豚、子豚
 - 山羊、仔山羊
2. Rp./Ct.50
 - 驢馬
 - 乳歯が生えていない仔馬
 - 牛
 - 体重80ポンド以上の豚
3. Fr.3
 - 騾馬、ケッテイ
 - 馬
 - 調教馬（再輸出されるもの）
4. Fr.6
 - 動物（車輛で輸送あるいは牽引されるのではないもの）

B 価格あたり課税品目

1. 2%

- 粉ひき臼（土台および回転部）
2. 5%
 - 農機具（木製、あるいは木と鉄からなるもの）
 - 通常旅客用のボート
 - 農業用の車輛、荷車、船、櫓、およびその部品
 - これらすべての修理品
 - 修理のために無関税で輸出され再輸入される機械製品
 3. 10%
 - その他輸送具、あらゆる乗り物、高級櫓、高級船舶（ゴンドラ）
 - これらの製品の修理品

C 重量あたり課税品目

I. 鞍馬あたり

（ただし、牽引される重量が10ツェントナー未満の場合には3分の2、5ツェントナー未満の場合には3分の1、1ツェントナー未満の場合には、15分の2の課税とする。）

1. Rp./Ct.15
 - 動植物から出た屑（税率に特に記載のないもの。例えば、血、爪、腱、骨、皮革屑、おがくず、穀物屑、油滓、油滓粉、乾燥酒糟、ブドウ皮など）
 - 建設用石材（一般、切削済みのもの）
 - 燃料用・建築用・一般用木材
 - あらゆる種類の前鋳石
 - 鞣樹皮、革鞣用カシワ皮の紋り滓
 - 干し草、緑肥
 - 木炭
 - ジャガイモ
 - 粘土、陶土、漂布土
 - 乳
 - コークス炭、泥炭、褐炭、石炭
 - 麦藁、藁屑
2. Rp./Ct.60
 - 果樹用・植林用の木・苗木・灌木、有用樹木一般、ブドウの木
 - 箒、粗朶
 - 板、細板、へぎ板、ブドウの支柱
 - 屋根瓦、煉瓦
 - 卵
 - 家財・道具類（移住者の所持品で、衣類、白物布地、寝具、通常家庭用台所用品、農具、大

工道具として、使用目的で輸入されるもの一切。
ただし、C-II-8-9に該当するものを除く)

- 樽用木材, 加工済み木材
- 石灰, 石膏 (焼成したもの, 粉末)
- 生鮮果実, 生鮮野菜
- 塩樽, 石膏樽, 中古の桶
- スレート板

3. Fr.3

- 生きた家禽, 生鮮魚介類
- 公的目的に使用される銅像・彫像
- 展示目的で使用されるもの (例えば, パノラマ, 動物見せ物用品, 劇場用品, 蠟人形その他類似のもの)

II. 商品重量スイス・ツェントナー (50 kg) あたり

1. Rp./Ct.15

- アスファルト
- 穀物, 雑穀
- 石灰 (水溶・粉末), ローマ式セメント
- 食塩, 飼料用塩, 塩柱
- チョーク, 粗染料鉱石, 膠塊粘土
- 襤褸布・屑紙その他の製紙原料
- オランダパイプ用白陶土
- 米
- 種子一般
- 砥石, 彫刻用石材, 火打ち石, 石版画用石版 (彫刻していないもの)

2. Rp./Ct.30

- アラバスター・大理石 (未加工のもの)
- 明礬
- Amlung
- アスベスト
- マスチックス [アスファルト]
- 植物根, 稲根
- 原棉, 綿屑
- 鉛塊, 鉛屑
- 獣毛
- 砂石 [軟マンガン鉱]
- チコリ根
- 漂白粉
- 臍物
- 未加工の黒檀細工用木材 (製本用, 家具用, タバコ入れその他の小物用)
- 銑鉄, 屑鉄, 鉄切り屑, 鋼塊
- 鉄道レール

- 機械・船舶製造用の鉄 (スイスでは製造されていないような形・大きさのもの)
- 未加工の鉄薄板 (寸法の大きなもので, 少なくとも一つの辺が3ミリメートル以上で, スイスでは製造できないもの。機械・船舶製造用)
- 染料木, 染料根, 染料用樹皮, 染料用草本, 染料用液果
- 獣皮・毛皮 (生あるいは乾燥したもので, 鞣していないもの)
- 亜麻・大麻・亜麻屑 (未加工あるいは梳いたもの)
- 大麦麦芽
- あらゆる種類の釉薬, 鉛丹
- 黒鉛 (Wasserblei)
- 製陶用鉱物一般 (方鉛鉱)
- 樹脂, 粗, ビッチ, タール
- チーズ用凝乳酵素
- 栗 (生あるいは乾燥)
- セイヨウアカネ (生あるいは粉末)
- ライム一般
- 油一般, 油脂 (非食用のもので, 工業的用途, 燃料用, 潤滑用のもの)
- 包装用袋糸
- 木灰 [炭酸カリウム] (未精製のもの, あるいは乾燥済みもの)
- 金剛砂 (未加工あるいは粉末のもの)
- 海綿 (未加工のもの, あるいは火口用に加工したもの)
- 硫黄 (未精製あるいはブロック状のもの)
- 硫酸, 塩酸
- 重晶石 (未加工あるいは粉末) Kreidenweiß (Blanc de Troyes)
- 蚕繭, 絹屑 (より糸くず, Strufe Stumpfen)
- ソーダ (未精製あるいは精製済みのもの)
- 漆
- 獣脂 (未加工のもの, その他特に記載のない脂製品)
- 魚 (鯨) 油一般
- 動物の角
- トリポリ石 [研磨剤]
- あらゆる種類の礬類 (鉄, 銅, 亜鉛などの硫酸塩)
- Weberzähne von Rohr, ラジャカキグサ [オニナベナ]

- 粗酒石
 - 羊毛(粗羊毛, 梳毛品), 羊毛屑
3. Rp./Ct.50
- パン
 - 大麦(引き延ばしたもの), 燕麦の粉, 粗挽き穀粉
 - 穀粉, 米粉
4. Rp./Ct.75
- 軽石, 血石
 - 酢酸鉛
 - バター(甘みを加えたもの, 沸騰させたもの, 塩を加えたもの), 食用ラード
 - 鉄(鍛造鉄, 引延鉄, 圧延鉄, ツェントナーあたり15フランまでの価格のもの)
 - 鑄鉄(鉄板, オープン, 調理具, その他類似の品など加工度の低いもの)
 - 古着(使用済みの衣類・白物繊維製品)
 - 屑銅類(鐘, 大砲などの金属)
 - 染料木, 染料根, 染料用樹皮, 染料用草本, 染料用液果(粉碎したもの, 削ったもの, 摺りつぶしたもの, 粉末状のもの), カテキュー, Orleans, リトスマスゴケ
 - 没食子, 虫瘻
 - ゴム一般(アラビアゴム, セネガルゴム, サクラゴム, プラムゴム)
 - 煤
 - 籐細工品(未染色の柳材製品)
 - 銅(未精製のもの, 屑銅)
 - 大理石(板状に切削し, 研磨していないもの)
 - 黄銅(屑真鍮, あるいは未加工のもの)
 - 乾燥果実(リンゴ, 洋ナシ, 桜桃, プラム, 木の実, ビャクシンの実なども含む)
 - 果実酒(絞り汁, モスト)
 - 石鹼一般
 - 麻袋(経糸および緯糸の繊維の数が1ツォルあたり25本以上のもの)
 - ベニバナ
 - 硝酸カリウム(一般及び天然物)
 - 液体酸(25ポンド以上のもので容器に入っており, 特に記載のないもの)
 - 花紺青
 - 海藻, マットレス詰物用スゲ
 - テルベンチン, テルベンチン油, コロホニウム, 精製樹脂
- 精製酒石
 - ブロック亜鉛, 屑亜鉛
 - ブロック錫, 屑錫
 - 錫灰[釉薬]
 - 錫塩
5. Fr.1 Rp./Ct.50
- 骨墨
 - 瓶入りのビール, 瓶入りビール酵母
 - 青酸カリ
 - 鉛(未加工のもの, 圧延したもの), タバコ鉛, 鉛筆, 鉛弾
 - 白鉛
 - カカオ(挽いていないもの), カカオ莢
 - クロム酸カリ
 - チコリコーヒー
 - 鉄(鍛造, 圧延, 引延鉄で, ツェントナーあたり15フラン以上のもの)
 - 鉄薄板(未加工で, とくに記載のないもの)
 - 針金, 白鉄薄板, 鉛引きした鉄薄板, 亜鉛引きした鉄薄板
 - ガランシィン[アカネ抽出染料]
 - ガラス瓶(緑ガラス, 青ガラス製のもの, つまり通常のワイン瓶で, 20マース入りまでの瓶)
 - ガラス棒(一般, 大きいもの, Glasschlenken, ガラス紐)
 - あらゆる種類の毛髪で特に記載のないもの
 - 蜂蜜
 - コーヒー, コーヒー代用品
 - 銅薄版, 黄銅薄板, 黄銅製品
 - 大理石(板状のもので研磨済みのもの)
 - 金属および金属複合品(未加工のもの, 特に記載のないもの, およびこれらの切り屑)
 - ミネラルウォーター
 - 記念碑・石碑(重量1ツェントナー以上で, ひとつの種類の石からつくられたもの)
 - 包装紙・吸い取り紙(印刷用紙以外のもの), パラフィン紙一般, ボール紙
 - 硫黄(精製したもの, 棒状のもの, 硫黄華)
 - 鋼鉄(未加工のもの)
 - 石板(石版彫刻してあるもの)
 - 坩堝の鉢・壺(一般, 青または褐色のもの)
 - ロープ, 紐, 一般
 - 陶器(一般, あらゆる陶器) 坩堝, 通常のケルンパイプ(釉薬のないもの)

- ワックス, 鯨鑑油, ステアリン
- 瓶入りワイン
- 亜鉛薄板, 錫薄板, 錫箔
- ツリガネタケ, およびあらゆる種類の点火用具

6. Fr.2

- アニス, ウイキョウ, キャラウエー
- 綿糸 (粗綿糸あるいは粗綿然糸)
- 綿布 (粗綿布, 粗チュール)
- 綿ワタ
- コチニール [赤染色用カイガラムシ]
- 一つの石あるいは木材から製造される轆轤製品 (彩色・塗装していないもの)
- 象牙 (未加工品)
- 珪瑯 (未精製あるいは粉末)
- 鯨ヒゲ (未加工品)
- 亜麻・大麻・牽引糸 (未漂白, 未染色, 然糸していないもの), 靴糸
- パン焼き用木材 (切断されたもの)
- 木繊維編細工品一般 (木桶, 木製の篩, 木箱その他類似品)
- 木製品一般 (熊手, 干し草用熊手, バケツ等。モミその他一般の木材からつくられる大工・建具製品で, 未塗装で磨いておらず, 金属部品を用いていないもの)
- ホップ
- インディゴ
- ブラシ
- コルク材 (未加工のもの)
- 皮革 (未加工・未染色のもの一般, 白皮, 赤皮)
- 機械および機械部品 (工業的, 手工業的用途に用いられるもの) クレーン, 車輛, ローラー, その他類似の機械など, 動輪ベルト, 雨傘の骨とその部品
- 博物標本
- 真珠層 (未加工のもの)
- 圧搾板紙, ダンボール包装材
- ザワークラウト, その他の塩漬野菜
- 鼈甲 (未加工品)
- マスタード (未加工品, 加工品)
- アスパラガスの根
- 獣脂蠟燭 (並製品)
- 獣脂石鹸一般
- 連邦軍あるいは各カントンの使用する武器, そ

の部品

- 羊毛糸 (粗糸, あるいは未染色のもの)
 - ドリル織・亜麻織物 (粗織物あるいは半漂白だが未染色であるもの, ツォルあたり50以下の繊維数のもの)
7. Fr.3 Rp./Ct.50
- 鋳型製品 (石膏, 硫黄, 耐火板紙製のもので, 未塗装あるいは単にブロンズメッキしたもの)
 - 薬局用品 (特別の記載のないもの, 葉茶, 葉草, 薬根, 薬花など)
 - 生牡蠣
 - 綿糸 (糸あるいは然糸で, 漂白, 染色済みのもの)
 - 羽毛, 綿毛
 - ブランデー, アルコール, その他瓶入りのアルコール飲料
 - 製本用紙
 - 本・音譜 (製本・未製本, 新旧を問わない。地図・石版画・銅版画, その他, 本の一部を構成する場合はこの範囲に入るが, これらの有無を問わない)
 - ブラシ (未塗装の木材と組み合わされているもの)
 - カカオ (製粉したもの)
 - 化学製品 (特に記載のないもの), 容器に入った20ポンド以下の酢
 - 薬品・染料 (特に記載のないもの。またウコンの根, 魚皮, ゼラチン, 接着剤, 澱粉, 洗濯スポンジなど)
 - 印刷用インク
 - 鉄・鋼鉄製品 (塗装, 仕上げ加工をしていないもの)
 - 鉄薄板製品 (粗製品。伸ばしてはあるが, リベット打ちしていないもの。例えば, 平鍋, 鉄鉢, その他類似品一般。錫メッキはしてあるが, 半田づけや研磨はしていないもの。例えば, 櫛, 入歯)
 - 染料抽出品 (Carim, Persio [Gudbear])
 - 染料 (製粉, 調合をしたもので, 特に記載のないもの)
 - 窓ガラス板・中空のガラス容器・ガラス管 (色ガラスではない一般のガラス製品)
 - ワニス
 - 魚 (干物, 塩漬け, マリネ漬け。容器に入った

ものや缶詰で、内容量10ポンド未満のもの)

- 肉、ベーコン、ソーセージ、家禽・食用野生小動物（生きていないもの）
- あらゆる種類の香辛料
- 鑄造鉄（加工済み、引き延ばしたものを、擦り合わせ加工または鋲接済みのもので、組み合わせたもの）研磨あるいは珫瑯引きした鑄造鉄、鑄鉄を使用した家具部品
- 鉄あるいは鋼鉄製の手工業用の道具（木製部品その他の非金属部品の有無を問わない）
- チーズ
- 生ゴム、グタベルカ [ゴム状樹脂]（未加工のもの、切断あるいは紡績したもの、板状、球状のもの）
- コルク製品
- 皮革（鞣済み、染色済み、ラッカー染め済み、ロシア革、羊皮紙）
- 亜麻糸・亜麻繊維（漂白済みあるいは染色済み）
- 籐細工用の地中海籐・スペイン籐（未加工あるいは裂いたもの）
- 中古家具、中古ピアノ・オルガンその他の中古楽器（1ツェントナー以上の重量を有するもの）
- 洋銀薄板、洋銀針金
- あらゆる種類の麺類
- 食卓あるいは調理用に用いる油
- 橙葉汁
- 馬毛（洗浄あるいは紡績したもの）
- 靴墨
- 絹（生糸、屑絹、梳いたもの、紡績したもの、撚糸したもの）
- 鋼鉄薄板、鋼鉄板、鋼鉄製針金
- あらゆる種類の石製ビー玉
- 麦藁製品（未染色の麦藁からなる製品一般、未加工のもの、植物の硬質繊維による製品）
- 南国果実（生あるいは乾燥したもの。ただし砂糖の中で乾燥させたものを除く。例えば、アメンドゥ、ハシバミの実、干し葡萄、イチジク）
- 葉タバコ、タバコ原料となるすべての葉、ニンジン (Karotten)
- 樽入り食用酢
- ワックス、鯨鯨油、ステアリン（精製したもの、漂白したもの）

- 羊毛糸（漂白、染色したもの）
- 毛織物（粗白織物）、ベッドカバー・毛布一般、Schipper-Laine、粗羊毛モスリン
- 観賞用庭木（温室用、屋外用、また鉢植用植物）
- 錫・鉛製品（研磨・塗装していないもの）
- あらゆる種類の糖、粗糖、糖蜜、未精製シロップ
- マッチ
- ビスケット、高級パン菓子類

8. Fr.8

- 鑄型製品（石膏、硫黄、耐火板紙製のもので、彩色、ニス塗布がしてあるもの）
- 綿布およびチュール（漂白、染色、捺染、表面加工したもの）
- 彫刻品（特に記載のないもの）
- 鉄薄板製品（彩色およびニス塗布の有無を問わない）
- 青銅製品、高級鑄造品
- あらゆる種類の製本製品・厚紙製品
- 箒（高級品、ニス塗布をしたもの）
- 轆轤細工・木材製品（彩色したもの、研磨したもの、ニスを塗布したもの、彫刻したもの）
- 印刷用の紙、事務用紙（膠を塗ったもの、白、光沢、プレスしたもの、色物）金紙、銀紙、ガラス紙、サンドペーパー、紙幣用紙、罫線紙、石版画用の紙、あらゆる種類の壁紙
- ガラス製・鋼鉄製・鉄製の宝飾品、贗石
- ガラス製品（高級品、クリスタルガラス、圧縮ガラス、研磨ガラス、色ガラス）
- 金糸・銀糸およびこれらの針金・組み紐、金箔、銀箔、あるいはこれらの模造品、打刻金・銀
- 梳毛用具
- 生ゴム・グタベルカ製品
- あらゆる種類のボタン
- 銅加工製品
- 皮革製品（低級品、とりわけ、低級な靴、鞆、鞍などで、皮からつくられるもの。金属、木材部品の有無に拘わらない。馬具、フイゴ、背糞、弾薬入れ。ただし、絹その他高級皮革、毛皮、ロシア革、モロッコ革などを含む製品は、別記のより高い課税分類に入る）
- 亜麻布・亜麻リボン（漂白、染色、あるいは仕上げ加工をほどこしたもので、ならびに、未漂白

- であるが、1ツォルあたり40本以上の経糸を有するもの)
- 石版画, 地図, 銅版画
 - 絵描きの道具 (例えば, 絵画用亜麻布, 絵画用紙, 筆, 絵の具壺, パレット, 絵の具棒, 絵の具, ブラシ, パステル絵の具, 絵の具糊その他類似の製品)
 - 数学会・工学会・物理学用・化学用の実験用具・道具
 - あらゆる種類の刃物
 - 黄銅・赤色黄銅加工品
 - 金属製の飾, 金属の織物
 - 縫製針, 編物針, 刺繍針
 - 洋銀製品
 - 加工した毛皮製品, なめした毛皮革
 - 金物 (特に記載のないもの), 高級鋼鉄製品
 - 雨傘 (綿布製, 完成品)
 - 馬毛製品
 - あらゆる種類の弦
 - 鍛冶製品 (木製部品あるいはその他の卑金属部品の有無を問わず, 鉄・鋼鉄からつくられた製品) 塗装・腐食加工・仕上げ加工を施した鉄・鋼鉄製品, 針金編み製品, 鉄製家具完成品
 - 筆記用具 (羽根ペン, インク, 鉛筆, 封籤, オブラート, インク消し用まき砂, 石筆, 黒板, その他類似の製品)
 - 絹および屑絹 (漂白, 染色済み), 縫製用の絹糸
 - ロープ製品 (特に記載のないもの)
 - 散歩用ステッキ・釣り竿・鞭・パイプの管・その他類似の鯨・骨・革・木材・籐などからできているもの
 - 鏡・鏡用ガラス (枠も含めて, 2平方フィート以下のもの)
 - 玩具 (特に記載のないもの)
 - 金枠の支柱 (未加工のもの, 石膏型をとったもの, 金メッキしたもの)
 - 高級麦藁編み製品 (高級品で, 裂いた, あるいは着色した麦藁を使用したもの, あるいはすべて麦藁を使用しているもの)
 - 長靴下編み製品 (特に記載のないもの)
 - 煙草 (喫煙用, 嚙煙草, パイプ用煙草)
 - 陶磁器 (高級で, 特に記載のないもの, ファヤンス焼, 炆器)
 - 木製の時計 (仕掛け時計ならびに金その他の貴金属・宝石による装飾や絵画を持つものは除く)
 - 時計部品
 - 鐵引亜麻布, あらゆる種類の鐵引きタフタ織
 - 毛糸の靴下 (一般, フェルトあるいは編んだもの)
 - 羊毛布, 毛織物, 毛糸を編んだもの。飾り紐・房・その他類似品 (白あるいは色物の羊毛からできたもの), 捺染毛織物, フランネル
 - 亜鉛・錫・鉛製品 (研磨・塗装・仕上げがされているもの)
9. Fr.15
- 細工物 (高級なもの, 彫刻細工, 瑪瑙・アラバスター, 象牙, 琥珀加工品)
 - 細工品, 諸製品 (完成品で, 針を用いて, 絹・羊毛・亜麻・綿・麦藁を材料に加工した製品。つまり, すべての既製服・下着類・手袋・旅行用袋)
 - 寝具 (完成品, 詰めもの, マット)
 - 宝飾品 (金銀製品, 真贋を問わない)
 - 造花
 - 花の球根
 - チョコレート
 - 紙巻煙草
 - あらゆる種類の化粧品, 秘薬, 既製あるいは調合した医薬品 (例えば, 精油, シロップ, エリキシル, 膏薬, 丸薬)
 - エキス (高級品), 美容油
 - 食料品 (高級なもの, 例えば, 缶詰・瓶詰めされた魚・植物で, 油づけ, 砂糖漬け, 酢漬け, 砂糖漬けなどあらゆる種類のもの) 砂糖中で乾燥した果実, キャビア, 高級ソーセージ, レーブクーヘン, ケーキ, 砂糖菓子
 - 絵画 (署名の有無を問わない)
 - 金枠・枠 (金メッキしたもの)
 - あらゆる種類の帽子 (ただし, 通常の綿で編んだ帽子は除く)
 - 楽器
 - 編みかご製品 (高級なもの, 木繊維製あるいは色物)
 - 皮革製品 (高級なもの, コードバン革, モロッコ革 [Saffian, Maroquin], ブリュッセル革, デンマーク革, セーム革, 白鞣革, 光沢革, 羊

皮紙などからできたもの)、鞍、乗馬用具、(留め金、リング、一部あるいは全体に高級金属あるいは金属使用品を有するもの)、革手袋、あらゆる種類の高級靴、靴および長靴(皮革、ロシア革を用いているもの)

- 加湿器
- 家具(黒檀あるいはあらゆる種類の光沢木材でできたもの)、事務家具
- 香水製品(芳香水、化粧水、あらゆる種類の化粧石鹸、化粧パウダー、白粉)
- 真珠、珊瑚、宝飾石
- 鬘、髪の毛の加工品
- 服飾品(とくに記載のないもの)
- あらゆる種類の婦人用帽子と羽根飾り
- 雨傘、日傘(完成品、絹を使用したもの)
- ショール(完成品)
- 絹・屑絹の布・製品(半分以上の繊維が絹の場合には、半絹製品をも含む)
- マスタード調整品
- 鏡・鏡用ガラス(枠で計測して2平方フィート以上のもの)
- カルタ
- あらゆる種類のレース製品、チュールリボン、刺繍品、手刺繍、機械刺繍品
- 茶(中国茶あるいはその類似品)
- あらゆる種類の時計(上の課税分類にあてはまらないもの)
- ワックス、鯨鯨油、ステアリン、ワックススティック、油肥
- 個人的使用にもちいられる武器、その付属品・弾薬
- ワイン、ビール、ブランデー、キルシュ酒、アルコール、リキュール、酢、その他アルコール飲料一般で、瓶入りあるいは樽入りのもの

輸出関税

A 個(頭)数あたり課税品目

Rp./Ct.5

- 仔牛(角が生える以前のもの)
- 羊、仔羊
- 80ポンド以下の豚、子豚
- 山羊、仔山羊

Rp./Ct.50

- 驢馬
- 乳歯の生える前のもの仔馬
- 角のある牛
- 80ポンド以上の重さの豚

Fr.1 Rp./Ct.50

- 騾馬、ケッテイ、馬

B 価格あたり課税品目

3%

- 木材(製材したもの、切断したもの)、加工済み有用木材

- 木炭

5%

- 木(生木、あるいは伐採し、枝をはらっただけでもとの長さのままの材木)
- 筏材一般

C 重量あたり課税品目

鞍馬あたり

(ただし、牽引される重量が10ツェントナー未満の場合には3分の2、5ツェントナー未満の場合には3分の1、1ツェントナー未満の場合には、15分の2の課税とする)

Rp./Ct.15

- アスファルト、土、粘土
- 石膏(焼成したもの、粉末のもの)
- 木材製品一般(熊手、干し草用熊手、箒、あるいはその類似品)
- 石灰、煉瓦、スレート、砥石、石臼
- 籠製品一般
- 生果実、ジャガイモ、野菜
- 陶磁器一般

Rp./Ct.30

- マスチックス [アスファルト]、鉄鉱石
- ガラス材
- 家財道具(梱包・未梱包を問わない。移住の際の所持品)
- 干し草、麦藁、食塩
- 石炭、褐炭

Rp./Ct.75

- 灰、肥料

商品重量スイス・ツェントナーあたり

Rp./Ct.10

- 特に記載のない商品すべて

Rp./Ct.80

- 毛皮, 生の皮革, タンニン樹皮 [製革用]

Fr.1

- 樹皮

Fr.2

- 襤褸布, 古紙

通過関税

A 個(頭)数あたり課税品目

8時間までの行程の場合

Rp./Ct.3

- 仔牛, 羊, 仔羊
- 80ポンド未満の豚, 仔豚
- 山羊, 仔山羊

Rp./Ct.15

- 驢馬, 仔馬, 牛
- 80ポンド以上の豚

Rp./Ct.30

- 騾馬, ケッテイ, 馬

8時間以上の行程の場合

Rp./Ct.15

- 仔牛, 羊, 仔羊
- 80ポンド未満の豚, 仔豚
- 山羊, 仔山羊

Rp./Ct.75

- 驢馬, 仔馬, 牛
- 80ポンド以上の豚

Fr.3

- 騾馬, ケッテイ, 馬

B 価格あたり課税品目

3%

- 木材 (製材したもの, 切断したもの), 加工済み有用木材

- 木炭

5%

- 木 (生木, あるいは伐採し, 枝を払っただけで
もとの長さのままの木材)

(*ただし, 国境地帯で, 2時間以内の通過の場合には除外される)

C 重量あたり課税品目

鞍馬あたり

Rp./Ct.10

- 上記の条件に当てはまる木材 (上記B*の但し書きを参照)

Rp./Ct.15

- 輸入における課税分類C-I-1と同様

Rp./Ct.60

- 輸入における課税分類C-I-2と同様

Fr.3

- 輸入における課税分類C-I-3と同様

商品重量スイス・ツェントナーあたり

(上に挙げられていないすべての財に対して)

8時間未満の行程の場合

Rp./Ct.5

8時間以上の行程の場合

Rp./Ct.30